

## 当日の主な資料

### 令和 7 年度第 2 回野洲市市民活動促進懇話会次第

日時 令和 7 年 9 月 18 日 (木) 15 時～  
場所 図書館会議室

1, 開会

2, 前回での主な意見に対する対応について (説明) (資料 1) (資料 4)

3, 市民協働室での市民活動促進 SNS の創設について (資料 2)

4, 委員からの提案 (資料 3)

5, その他

6, 閉会

## 前回開催時に出された主な意見に対する現時点での確認及び対応について

### 1. 市の HP 等における市民活動団体情報の適切化について

- ・子育て世代に対する野洲市の情報を得たいが、中々、見つからない。市の公式ラインを見ている人が多いので、市の公式ラインの下にあるリッチメニュー野洲市マップ、各種オンライン申請、防災ポータルの並びに市民活動団体のボタンを付けて市民活動団体関係の HP に飛ぶようにして欲しい。市民活動団体の活動を知るのに活用したい。  
→ 広報秘書課に確認したところ、現況が、元々のパッケージであり、これを変更するのは大規模な改修を要することから要望に対するラインや HP 改編等の対応は困難とのこと。
- ・「子育てガイドブック」に市民活動団体も載せてもらっているが、わずかしか載せてもらっていない。子育て支援も含め子育て支援以外もどのような団体があるか前段階でわかる術が欲しい。また、子育て世帯の転入時に配布されているか。子育てされている方が、野洲市に転入しても、市民活動団体に関する情報がない。  
→ こども課に確認：「子育てガイドブック」には、一定数の子育て団体が掲載されている。また、子育て世帯の転入時には、当該冊子は配布されていないが、これに代わる子育て支援センターに関するチラシ（別資料参照）を配布し、その中の QR コードから、当該冊子のデータに入り、その当該冊子のデータの中から、子育てサークルへの誘導を図る。  
→ 現行の「子育てガイドブック」での周知だけでは不足するようなら、市民協働室にて子育て関係の市民活動団体の紹介に特化した配布物を作成し、転入時に市民課等に子育て世帯に配布を依頼することも検討の余地有
- ・広報の表紙に市民活動団体が活動している写真を載せて欲しい。  
→ 広報担当に確認したところ、毎月発行分については、それぞれの月の特集もあるので難しいが、状況に応じて考えていきたい、とのこと。また、議会だより（年4回）については、表紙の写真については公募しているので活用してほしい、とのこと。

### 2. 市の施設利用の柔軟な対応について

- ・健康福祉センター 1F は利用できないか？健診室（靴を脱いで活動する部屋）で子育てイベントをやりたいができないため、近江八幡でやっている。20 人ぐらいが子連れで安心して講習がきるところ（封鎖された空間）が欲しい。和室は障子があり怖い。また、この場所は、3 階に子育て支援センターがあるので利便性が高い。  
→ 確認したところ、対応不可とのことなので、代替場所を提案予定
- ・図書館施設における営利事業について → 次第 4 にて討議予定
- ・詳細は、資料 3 のとおり

- ・説明は、〇〇委員から

### 3, 市民への市民活動団体周知のための広報誌の活用について

- ・広報秘書課に確認したところ、広報誌は、現在、毎月 18,200 部印刷され、うち 14,500 部は、新聞折り込みに、1,000 部は、市内各施設に配布されている。残存は、予備とされているので、もし、いい活用方法があれば提案してほしい、とのこと。

### 4, 市が支援する社会貢献活動の定義について

- ・資料 4 のとおり

### 5, 市民活動団体と市内の企業や学校との連携について

- ・意見があった守山市での状況について確認したところ、昨年度は守山市での市民活動応援講座の中で開催され、開催内容自体は企業側、市民活動団体側の双方とも好評であったが、その後の進展については特に把握されておらず、企業側の参加動機や、その後の展開にどうつながるか、などの課題もあった。
- ・野洲市としても今年度の第 4 回目の市民活動支援講座において同様な内容で開催出来るか、否かを検討予定
- ・市内の企業や学校との連携は、本来は手段であって目的ではないことから、まずは、課題に対する手段として試験的に皆様から市内企業に求める内容や連携する市内企業のメリットなどを考えたイベント等を提案してほしい。

### 6, その他

- ・当懇話会の公開について
  - ・今後の予定
- 
- ・前回、送付した結果内容から変更になった分は、下線及び黒字としています。

## 資料 2

令和 7 年 9 月 18 日

### 市民協働室での市民活動促進 SNS の創設について（案）

#### 1, 目的

市民活動に関する情報の市民活動団体間の交流の場とし、また、市民活動を広く市民の皆様に知っていただく機会作りの一つとしてソーシャルメディアのアカウントを取得し、運用することとします。

#### 2, SNS の種類

ソーシャルメディアの種類としては、市民活動団体の活用状況並びに野洲市の他部署での活用状況を踏まえインスタグラムを採用いたします。

#### 3, 発信する情報

- ア、市民活動団体より発信依頼された紹介記事やイベント情報等
- イ、野洲市市民協働室が行うイベント情報並びに広報紙「つながり」
- ウ、その他、市内の市民活動団体活性化のために必要な情報等

#### 4, 運用方法

- ・3 (ア) に関しては、市民活動団体より発信依頼を受け、内容をメールにて野洲市市民協働室 (siminkyoudou@city.yasu.lg.jp) へ送信いただき、市民協働室で発信内容を確認した上で、市民協働室が投稿いたします。
- ・市民活動促進 SNS の運用につきましては、別紙「野洲市市民協働室インスタグラム公式アカウント運用方針」に基づき行います。

#### 5, 開始時期

- ・市における内部調整後、令和 7 年 10 月後半から 11 月中頃までには開設予定

# 野洲市市民協働室インスタグラム公式アカウント運用方針（案）

## 1 目的

野洲市市民協働室では、市民活動団体の社会貢献活動に関する情報を発信し、市民活動団体間の情報交換の場とすると同時に広く市民に市民活動団体の活動を知ってもらい、市民活動の魅力を感じてもらって参加意識を高めることを目的として下記に定めるソーシャルメディアのアカウントを取得しました。

ソーシャルメディアの運用を行うにあたり、以下のとおり当アカウントの運用方針を定めます。

## 2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

## 3 アカウント名

野洲市市民協働室

## 4 発信する情報

### （1）市民活動団体より発信依頼された紹介記事やイベント情報

発信依頼内容を野洲市市民協働室（siminkyoudou@city.yasu.lg.jp）にメール送信いたします。

### （2）野洲市市民協働室が行うイベント情報並びに広報紙「つながり」等

## 5 運用時間

情報の掲載は、野洲図書館の休館日を除く10時00分から18時00分の間に不定期に掲載しますが、これ以外の日時においても掲載する場合があります。

## 6 コメント等への対応

当アカウントへのコメント等につきましては、原則として返信はしませんが、必要が認められる場合のみ返信するものとします。返信を行なう場合は、その返信に時間を要する場合があります。

野洲市市民協働室へのご意見等につきましては、野洲市市民協働室（siminkyoudou@city.yasu.lg.jp）において受け付けます。

また8 禁止事項に該当するような不適切なコメント等については、削除させていただく場合があります。

## 7 フォロー等について

必要に応じて、他のユーザー アカウントのフォロー等及び他のユーザー アカウントの情報をシェア等することができます。

## 8 禁止事項

ご利用いただく際には、以下のような内容の投稿依頼はご遠慮下さい。以下の内容に該当する場合は、投稿依頼された内容の全部または一部を削除し投稿することがあります。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷する内容
- (2) 野洲市市民協働室を含む他者になりますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 政治活動、宗教活動並びに営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの野洲市市民協働室または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (10) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、野洲市市民協働室が不適当と判断した内容

## 9 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の

全ての権利）は、野洲市市民協働室又は野洲市市民協働室以外の原著作者等に帰属します。

内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で

複製・転用することはできません。

## 10 免責事項

- (1) 野洲市市民協働室は、内容の正確性、運用等におけるセキュリティの確保には細心の注意を払いますが、内容の誤り、第三者による人為的改ざん等が発生する可能性を全て排除することを保証するものではなく、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 野洲市市民協働室は、他ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、他ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (3) 野洲市市民協働室は、他ユーザーにより投稿された内容について、一切の責任を負いません。
- (4) 野洲市市民協働室は、他ユーザー間、もしくは他ユーザーと第三者間のトラブルによって他ユーザーまたは第三者に生じいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 野洲市市民協働室は、上記のほか、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (6) 野洲市市民協働室は、当運用方針を予告なく変更する場合があります。

令和 7 年 9 月 18 日

## 市が支援する社会貢献活動について

### 1. 概要

社会貢献活動とは一般的に自発性（自主性）、無償性（非営利性）、公益性（公共性）を有する活動だと言われていますが、定まった概念があるわけではありません。一般的に以下の内容での活動と思われます。

- ・利潤の追求を目的としない民間の非営利な活動
- ・行政では提供困難又は不十分な部分への支援活動
- ・市民にとって機動性（柔軟性）に富んだ多様な活動
- ・社会にとって必要なサービスを提供している活動
- ・広く市民に周知している活動

しかしながら、この「社会貢献」の概念は周辺の状況や価値観の変化に伴い変遷する可能性もあり、実際には個別の具体的な実態を鑑み、判断する必要があります。市としては、このような活動に支援していきたいと考えています。

### 2. 社会貢献活動に入らないもの

・1での内容であっても以下の内容が含まれる場合、市としては支援出来ません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるものの活動
- (6) 営利を目的とする活動（活動団体又は社会貢献活動の事業維持に要する経費確保のための営利を除く）

### 具体的な事例

子育てや高齢者介護、環境保全、国際協力・交流、地域づくりなどの事業で、2での部分が入っておらず、以下の内容が対象となると考えています。

- ・野洲市市民活動団体登録申請書裏面にある各分野の事業が対象
- ・広く市民に周知し、対象となる市民が誰でも参加可能であること。
- ・具体的な事例は、個別状況による。